

(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会の運営等について

1. 趣旨

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成 27 年 5 月 20 日法律第 23 号)附則第 10 条を踏まえ、成長資金供給の一層の促進を図る観点から、日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方等について検討を行うために「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」を開催する。

2. 検討会スケジュールと主な議題

第 1 回 10 月 3 日(木) 13:20~15:20

- ・ 事務局より説明
- ・ (株)日本政策投資銀行より説明
- ・ 特定投資業務モニタリングボード議長より説明

第 2 回 10 月 15 日(火) 10:00~12:00

- ・ 関係者ヒアリング

全国銀行協会 日本ベンチャーキャピタル協会

第 3 回 11 月 8 日(金) 13:30~16:00

- ・ 関係者ヒアリング

全国地方銀行協会 日本プライベートエクイティ協会 特定投資ユーザー① 特定投資ユーザー② 特定投資ユーザー③
--

第 4 回 11 月 26 日(火) 10:00~12:00

- ・ とりまとめ(案)

3. 構成員

検討会の構成員は資料 2 のとおりとし、座長は互選とする。

4. 公開

検討会は非公開とし、議事要旨及び配布資料を公開する。